

ワンタイムパスワードサービスの利用にかかる追加規定

ワンタイムパスワードサービスの利用に際しては、しずぎんダイレクトバンキングサービス利用規定（以下「利用規定」といいます）に加え、後記 1 から 10 までの追加規定（以下「本追加規定」といいます）を適用します。なお、本追加規定の用語は、特段の定めのない限り、利用規定と同じ意味を持つものとします。

1. ワンタイムパスワードサービスとは

ワンタイムパスワードサービスとは、しずぎんダイレクトバンキングサービスのインターネットバンキングサービスの利用に際し、スマートフォンまたは情報提供サービス対応携帯電話機等（以下、スマートフォンと情報提供サービス対応携帯電話機等を総称して「携帯電話機」といいます）にインストールされたパスワード生成ソフト（以下「ソフトトークン」といいます）もしくは当行所定のパスワード生成機（以下、「ハードトークン」といい、ソフトトークンとハードトークンを総称し「トークン」といいます）により、生成され、表示された可変的なパスワード（以下「ワンタイムパスワード」といいます）を、利用規定第 3 章に定める ID・パスワード（以下、「ID・パスワード」といいます）に加えて用いることにより、契約者の本人確認を行うサービスです。なお、ワンタイムパスワードは利用規定第 1 章（18）A に定める暗証番号等に含まれるものとして、利用規定の各規定を適用します。

2. 利用方法

（1）トークンの発行

契約者は、ワンタイムパスワードサービスの利用を希望する場合は、インターネットバンキングサービスから以下のとおりトークン発行の依頼を行ってください。

①ソフトトークンの場合

当行はソフトトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者がソフトトークン発行依頼時に指定した携帯電話機のメールアドレスへ電子メールを送信します。当該電子メールには、ソフトトークンの動作に必要な基本ソフト（以下「携帯アプリ」といいます）を取得するための URL、サービス ID、ユーザ ID が記載されていますので、契約者は当該 URL より携帯電話機に携帯アプリをダウンロードし、当該携帯アプリにサービス ID、ユーザ ID および契約者がソフトトークン発行依頼時に指定した利用開始パスワードを正確に入力して、ソフトトークンを取得します。

②ハードトークンの場合

当行はハードトークン発行の依頼を受付けた場合、契約者の届け出住所にハードトークンを郵送します。ハードトークンが郵送不着等の事由により当行に返戻された場合は、一定期間経過後に廃棄し、当該依頼はなかったものとします。

（2）ワンタイムパスワードの利用開始

契約者は、インターネットバンキングサービスよりワンタイムパスワード利用開始手続きを行ってください。ワンタイムパスワード利用開始手続きでは、契約者はトークンに表示されているワンタイムパスワードを当行所定の方法により正確に入力するものとします。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有しているワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からのワンタイムパスワード利用開始の依頼とみなし、ワンタイムパスワードサービスの提供を開始します。

（3）ワンタイムパスワードによる本人確認手続き

ワンタイムパスワードサービスの利用開始後は、当行はインターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、ID・パスワードに加え、ワンタイムパスワードによる本人確認の手続きを行いますので、ID・パスワードに加えワンタイ

ムパスワードを当行所定の方法により入力してください。利用規定第3章に定める本人確認手続きを行うのに加えて、当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

(4) ワンタイムパスワードの利用解除

ソフトトークンをインストールした携帯電話機の変更やワンタイムパスワードサービスの利用の中止を希望する場合は、インターネットバンキングサービスでワンタイムパスワード利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、ワンタイムパスワードの入力が不要となります。なお、ワンタイムパスワード利用解除の手続きを完了した後に、再度ワンタイムパスワードの利用を希望する場合は、前記(1)および(2)の手続きを行ってください。ただし、前記(1)および(2)の手続きが行えるのは、ワンタイムパスワード利用解除日の翌日以降となります。

3. 生体認証ログインについて

(1) 生体認証ログインとは

生体認証ログインとは、インターネットバンキングサービスの利用に際し、携帯電話機に搭載された生体認証機能において、契約者の生体情報（個人の顔、指紋等の身体の一部の特徴）を用いることにより、インターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、本人確認手続きを補助する機能をいいます。生体認証ログインは、生体認証機能が搭載された当行が認める携帯電話機にて携帯アプリを利用する場合にのみ、用いることができます。なお、契約者の生体情報は、契約者の携帯電話機内で管理され、当行が契約者の生体情報を取得することはありません。

(2) 生体認証ログインの利用開始

契約者は、生体認証ログインの利用を希望する場合は、携帯アプリから、当行所定の手続きにより、携帯電話機に搭載された生体認証機能を起動し、生体認証を実施後、ID・パスワードを入力してください。当行が受信し、認識したID・パスワードが契約者の現在の登録ID・パスワードと各々一致する場合、当行は契約者からの生体認証ログイン利用開始の依頼とみなし、生体認証ログインの提供を開始します。

(3) 生体認証ログインによる本人確認手続き

生体認証ログインの利用開始後は、当行はインターネットバンキングサービスの当行所定の取引について、前記2(3)に定めるワンタイムパスワードによる本人確認手続きにおいて、ID・パスワードに加え、生体認証機能による本人確認手続きを選択できるようになります。契約者が生体認証を希望する場合は、携帯電話機に搭載された生体認証機能による本人確認手続きを行いますので、生体認証機能を起動し、生体認証を実施してください。契約者の生体情報が携帯電話機に登録された生体情報と一致後、ワンタイムパスワードが当行に自動で送信されます。当行が受信し、認識したワンタイムパスワードが、当行が保有するワンタイムパスワードと一致した場合には、当行は契約者からの取引の依頼とみなします。

(4) 生体認証ログインの利用解除

生体認証ログインの利用の中止を希望する場合は、携帯アプリにて、当行所定の手続きにより、利用解除手続きを行ってください。この手続きが完了した後は、契約者の本人確認手続きに、ID・パスワードの入力が必要となります。なお、生体認証ログインの利用解除の手続きを完了した後に、再度生体認証ログインの利用を希望する場合は、前記(2)の手続きを行ってください。

4. 振込振替限度額について

- (1) ワンタイムパスワードの利用開始後は、インターネット・モバイルバンキングサービスの出金指定口座ごとの振込振替限度額として指定できる金額を1日あたり1,000万円以内(1件あたりの上限は定めません)とします。ただし、振込振替限度額を20万円以上に設定した場合でも、モバイルバンキングサービスでの振込振替限度額は1日あたり20万円となります。
- (2) ワンタイムパスワードの利用開始後は、利用規定第3章(3)C(e)にかかわらず、振込振替限度額の変更を即時に反映するものとします。
- (3) ワンタイムパスワードの利用解除後の振込振替限度額、およびその変更は、前記(1)および(2)の規定は適用されず、利用規定によるものとします。

5. トークンの有効期限

- (1) ソフトトークンの有効期限は、ソフトトークンに表示されます。有効期限が近づいた場合は、その旨をソフトトークンに通知しますので、有効期限の延長を行ってください。
- (2) ハードトークンの有効期限は、ハードトークンに記載されています。有効期限が近づいた場合は、その旨を契約者が登録した電子メールアドレスへ電子メールにより通知しますので、インターネットバンキングサービスより有効期限の延長を行ってください。当行から新しいハードトークンを郵送します。なお、有効期限の到来に伴うハードトークンの再発行は、後記9に定める再発行手数料はかかりません。

6. ワンタイムパスワードおよびトークンの管理

ワンタイムパスワードおよびトークンは、契約者ご自身で厳重に管理し、他人に知られたり、紛失、盗難等に遭わないように十分注意してください。トークンを紛失した場合、トークンの偽造、変造等により他人に使用されるおそれが生じた場合、または他人に使用されたことを認知した場合は、直ちに電話等により当行に連絡するとともに、契約者から当行に対し当行所定の方法により届出を行ってください。当行はこの連絡を受付けたときは、直ちにインターネット・モバイルバンキングサービスの取り扱いを停止します。なお、当行への連絡前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

7. ワンタイムパスワードサービスの利用停止

当行が保有するワンタイムパスワードと異なる内容で当行所定の回数以上連続してワンタイムパスワードが入力された場合は、当行はインターネットバンキングサービスの利用を停止します。再度、インターネットバンキングサービスの利用を希望する場合は、当行所定の方法により届出を行ってください。

8. 免責事項

- (1) トークンの不具合等により、取り扱いが遅延し、または不能となった場合でも、このために生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) トークンの紛失、盗難、故障等の事由でワンタイムパスワードが必要な取引が不能・遅延となった場合(これらの事由がトークンの発行前や郵送手続き中(再発行の場合を含む)に生じた場合を含む)でも、このために生じた損害について当行は責任を負いません。

- (3) 前記3に定める生体認証ログインにおいて、携帯電話機内で管理される生体情報の偽造、変造、盗用もしくは不正使用等により生じた損害については、当行に責がある場合を除き、当行は責任を負いません。

9. 利用手数料

ワンタイムパスワードサービスの利用手数料は無料です。ただし、以下の事由により、契約者がハードトークンの再発行を依頼した場合は、当行所定の手数料がかかります。当該手数料は代表口座にかかる各種規定にかかわらず通帳および払戻請求書の提出なしに代表口座から引落しを行うものとします。

- (1) 紛失、盗難、破損等による再発行
- (2) ハードトークンを利用していた契約者がワンタイムパスワードを利用解除した後、再度ハードトークンを利用するために行う再発行

10. 規定の変更

本追加規定の内容については変更することがあります。該当の変更内容については、原則、当行ホームページにより告知します。

以上
(2018年9月26日現在)